

只木ゼミ夏合宿第1問

甲は、以前から数回にわたり、乙とともに民家に侵入して強盗行為を繰り返していた。

そして本件においても、いつものように乙から本件犯行に誘われた甲は、令和元年9月8日23時30分頃、乙と一緒に、ターゲットであるV方およびその付近の下見に行った。そのうえで、V方の明かりが消えたら乙が屋内に侵入し、内部から入り口の鍵を開けて侵入口を確保した上で、甲も屋内に侵入して強盗に及ぶという計画を立てた。

そして、同年9月14日午前2時頃、乙は、当初の計画通りV方の窓を割って1階の台所に侵入し、内側から玄関の施錠を外して甲のための侵入口を確保した。

その際、逃走用の自動車の中で待機していた甲は、窓ガラスが割れる音を聞きつけた人々が現場付近に集まってきたのを目撃し、犯行の発覚を恐れて、屋内にいる乙に電話をかけ、「人が集まっている。早くやめて出てきたほうがいい」と伝えた。しかし、何も盗らないで逃げることに抵抗のあった乙は、「もう少し待っててくれ」などと言い、犯行の続行を示した。そこで、甲は、「危ないから待てない。先に帰る」と乙に伝えたところ、乙はこれに承諾したため、甲は乗っていた自動車そのままその場から立ち去った。

その後、乙は、甲が現場を離れた直後の同日午前2時半頃、Xが準備して事前に乙に手渡していた刃渡り20cmの包丁でVの上腕部等を切りつけ、加療3か月の怪我を負わせた上で、V宅リビングのタンスの中に保管されていた現金20万円と貴金属数点を奪って逃走した。

甲の罪責を論じなさい。

参考判例:最高裁平成21年6月30日判決